

第11回教育委員会定例会 案件表

日 時

令和6年6月4日(火) 午前10時00分から

議 題

1 陳 情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める
陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ
事件等に関する陳情書〔継続審議〕 (資料1)

2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

3 報 告

- (1) 教育長報告
 - 練馬こどもカフェの新規店舗について (資料2)
 - 子どもショートステイ・要支援ショートステイの充実について (資料3)
 - その他

令和 6 年 6 月 4 日
教育振興部教育指導課

陳情第 3 号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ
事件等に関する陳情書

要旨

1. 教員が犯罪を行った場合、教員免許を取り消し、教育現場への復帰ができな
いようにすること。
2. 教員が犯罪を行った場合の厳罰化、教員免許の取り消し等を国、東京都など
に働きかけること。

1 資料「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 概要」[別紙 1]

- ・本法は令和 4 年 4 月 1 日に施行された。
- ・本法では、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者について
は、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授
与することができることと定められた。

2 資料「教職員の主な非行に対する標準的な処分量定」[別紙 2]

東京都教育委員会は、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」
(令和 4 年 4 月 1 日施行)や「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(令和 5 年
7 月 13 日施行)等に伴い、性暴力等に係る処分量定を以下の通り一部改正した。

(1) 令和 4 年 4 月 1 日一部改正

・「1 処分量定の決定」の改正

懲戒処分制度について都民の信頼を得て適切に運用していくためには、処分量
定が社会一般から見て妥当であるか検討することも重要であることから、考慮事
項として、「社会一般から見た量定の妥当性」を追記

・「性的行為、セクシュアル・ハラスメント等」内の「一般の者に対する性的行為等」
区分の改正

一般の者に対する性的行為等に対しては、停職以下の処分のみとなっていると
ころ、非違行為の態様によっては免職が相当なケースもあることから、処分の量
定として、免職を追記

・「性的行為、セクシュアル・ハラスメント等」内の文言整理

全ての区分において、「メール送信・電話等」と記載されているところ、ソーシ
ャルメディアの急速な普及を反映させる必要があることから、「メール、ソーシャ
ルメディア又は電話等」に変更

(2) 令和 5 年 4 月 1 日一部改正

- ・法に定義される児童生徒性暴力等に該当する行為を、性暴力等やセクシュアル・ハラスメントに係る行為として整理
- ・児童生徒性暴力等に係る事案で犯罪の疑いがあると思われるときは、所管警察署に相談あるいは通報を行うこととすること等を明記

(3) 令和 5 年 10 月 1 日一部改正

- ・児童生徒性暴力等の定義に、「刑法第 182 条の罪」(「16 歳未満の者に対する面会要求等」) 及び性的姿態撮影等処罰法第 2 条から第 6 条までの罪を追加
- ・「強制わいせつ」を、「不同意わいせつ」に改正
- ・「16 歳未満の者に対する面会要求等」及び性的姿態撮影等処罰法違反を明記し、免職と改正

3 資料「児童生徒への性暴力等防止対策委員会設置および提言受理までの取組」[別紙 3]

(第 1 回 練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会 (令和 5 年 12 月 20 日) 提出資料)

- ・区教育委員会では、令和 5 年 9 月 10 日の区立中学校校長逮捕を受け、これまでにやってきた性暴力等防止に向けた取組に加え、校長面談・研修や区相談窓口の設置などを行い、取組の強化を図っている。

4 資料「児童生徒への性暴力等防止対策委員会について」 [別紙 4]

(第 1 回 練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会 (令和 5 年 12 月 20 日) 提出資料)

- ・区教育委員会では、学識経験者、医師、弁護士、心理に識見を有するもの等を委員とする児童生徒への性暴力等防止対策委員会を設置し、未然防止、早期発見、初期対応等の具体的な取組を決定し、区教育委員会および学校等において実施していく。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 概要

目的

児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって**児童生徒等の権利利益の擁護**に資することを目的とする。

定義

「**児童生徒性暴力等**」に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として**懲戒免職処分の対象となり得る行為**を列挙。

（※刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。）

「**児童生徒等**」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒・18歳未満の者をいう。

禁止行為

教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

理念責務等

◎基本理念（施策の推進に当たっての**基本的認識**、児童生徒等の**安心の確保**、**被害児童生徒等の保護**、**適正かつ厳格な懲戒処分等**等）

◎国等の責務（国・地方公共団体・任命権者等・学校の設置者・学校・教育職員等）

◎法制上の措置等 について規定



基本指針

文部科学大臣は、基本指針を策定。

防止に関する措置

- ① 教育職員等に対する啓発
- ② 児童生徒等に対する啓発
- ③ データベースの整備等
- ④ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会

**早期発見
対処に関する措置**

- ① 早期発見のための措置
- ② 学校への通報、警察署への通報等
- ③ 専門家の協力を得て行う調査
- ④ 児童生徒等の保護支援等
- ⑤ 教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処

再免許の特例

◎児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる。

※ 児童生徒性暴力等を行ったことで**免許失効等となった者は**、現行の教育職員免許法の**欠格期間経過後、上記の厳しいルールに基づき再免許授与の可否を判断**。

施行期日

◎一部の規定を除き、公布の日から起算して一年以内に施行

検討

◎教育職員等以外の児童生徒と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等の体制の在り方、児童生徒と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討

◎3年後の見直し

教職員の主な非行に対する標準的な処分量定

平成18年4月27日	教育長決定	全文改正
平成18年10月27日		一部改正
平成20年3月1日		一部改正
平成26年4月1日		一部改正
平成28年4月1日		一部改正
令和2年6月1日		一部改正
令和4年4月1日		一部改正
令和5年4月1日		一部改正
令和5年10月1日		一部改正

教職員は、その職責を果たすため、勤務時間内外を問わず、常に教職員としての自覚と使命感及び全体の奉仕者としての意識をもって行動することが求められており、その職の信用を傷付け、職全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。

本表は、教職員が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非違行為等を行った場合の懲戒処分の目安としての標準的な処分量定を明らかにするとともに、教職員としての自覚を促し、服務規律の徹底を図ることを目的とするものである。

1 処分量定の決定

(1) 一般的な非違行為に係る処分量定について

- ① 非違行為の態様、被害の大きさ及び司法の動向など社会的重大性の程度
- ② 非違行為を行った職員の職責、過失の大きさ及び職務への影響など信用失墜の度合い
- ③ 日常の勤務態度及び常習性など非違行為を行った職員固有の事情

以上のほか、適宜、非違行為後の対応や社会一般から見た処分量定の妥当性等も含め、総合的に考慮のうえ判断するものとする。

表の処分量定は、あくまでも標準であり、個別の事案の内容や処分量定の加重によっては、表に掲げる処分量定以外とすることもあり得る。

また、下に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得る。

過去に非違行為を行い懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び同様の非違行為を行った場合は、処分量定を加重することができるものとする。

(2) 児童生徒性暴力等に係る処分量定について

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和4年4月1日施行）第2条第3項に掲げられた以下の行為については、原則として免職とする。

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること
- ② 児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）
- ③ **刑法第182条の罪**、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（④において「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は**性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪**に当たる行為を行うこと（①及び②に掲げるものを除く。）
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）
 - イ 衣服その他の身につける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと（①～④に掲げるものを除く。）

2 内部通報及び告発等

- ① 非違行為の事実を内部機関に通報した教職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けない。
- ② 非違行為の事実を、自ら発覚前に申し出た教職員に対しては、懲戒処分の量定を軽減できる。
- ③ 教職員が行った非違行為のうち、刑事事件に係る事案については、教職員は刑事訴訟法に定めるところにより告発を行う。また、児童生徒性暴力等に係る事案で犯罪の疑いがあると思われるときは、所管警察署に相談あるいは通報を行う。

非 行 の 種 類		処分の 量定	
体 罰 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体罰により児童・生徒を死亡させ、又は児童・生徒に重篤な後遺症を負わせた場合 ・ 極めて悪質又は危険な体罰を繰り返した場合で、児童・生徒の苦痛の程度が重いと時（欠席・不登校等） 	免職	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常習的に体罰を行った場合 ・ 悪質又は危険な体罰を行った場合 ・ 体罰により傷害を負わせた場合 ・ 体罰の隠ぺい行為をした場合 	停職 減給	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体罰を行った場合 	戒告	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴言又は威嚇を行った場合で、児童・生徒の苦痛の程度が重いと時（欠席・不登校等） ・ 常習的に暴言又は威嚇を繰り返した場合 ・ 暴言又は威嚇の内容が悪質である場合 ・ 暴言又は威嚇の隠ぺい行為を行った場合 	停職 減給 戒告	
児童・生徒への いじめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒へのいじめ又は児童・生徒間がいじめへの加担若しくは助長を行った場合で、その内容が悪質である場合、児童・生徒の苦痛の程度が重いと時（欠席・不登校等）、隠ぺいや常習性がある場合等を総合的に判断 	免職 停職	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒へのいじめ又は児童・生徒間がいじめへの加担若しくは助長を行った場合 	減給 戒告	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不同意わいせつ、16歳未満の者に対する面会要求等、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、公然わいせつ、住居侵入（わいせつ等目的）、のぞき、痴漢行為・盗撮等の迷惑防止条例違反、青少年健全育成条例違反、児童福祉法違反、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反、わいせつ物頒布等、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律違反、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律違反等を行った場合（未遂が適用される法令違反については、未遂を含む。） 		免職	
性的行 為、セク シュア ル・ハラ メント 等	児童・生徒 を対象とし た行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同意の有無を問わず、性交又は性交類似行為を行った場合（未遂を含む。） ・ 同意の有無を問わず、直接若しくは着衣の上から性的な部位（性器等若しくはその周辺部、でん部又は胸部）に触れる、又はキスをした場合 	免職
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 性的行為と受け取られる直接又は着衣の上から身体に触れる行為を行った場合 ・ 指導上必要のない、直接又は着衣の上から身体に接れる行為（マッサージ、薬品の塗布、テーピング等を行う際の行為も含む。）を行った場合 	免職 停職
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 手段を問わず、わいせつな内容（※1）を送信等（※2）した場合 ・ 手段を問わず、わいせつな行為（※3）の誘導・誘惑を行った場合 ・ 性的羞恥心を害するような言動を繰り返した行った場合 	免職 停職
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 性的な冗談・からかい、食事・デートへの執ような誘い、性的羞恥心を害するような言動等を行った場合（交際を求める、正当な理由なく自宅に入れたり、所属長の承認を受けることなく、自家用自動車等に同乗させたりする等を含む。） 	停職 減給 戒告

非 行 の 種 類		処分の 量定	
性的行為、セクシュアル・ハラスメント等	保護者を対象とした行為	<ul style="list-style-type: none"> 同意の有無を問わず、性交又は性交類似行為を行った場合（未遂を含む。） 	免職
		<ul style="list-style-type: none"> 同意の有無を問わず、直接又は着衣の上から、性的な部位（性器等若しくはその周辺部、でん部又は胸部）に触れる、又はキスをした場合 性的行為と受け取られる直接又は着衣の上から身体に触れる行為をした場合 手段を問わず、わいせつな内容（※1）を送信等（※2）した場合 手段を問わず、わいせつな行為（※3）の誘導・誘惑を行った場合 性的羞恥心を害するような言動を繰り返した場合 	免職 停職 減給
		<ul style="list-style-type: none"> 性的な冗談・からかい、食事・デートへの執ような誘い、性的羞恥心を害するような言動等を行った場合（交際を求める、正当な理由なく自宅に入れたり、所属長の承認を受けることなく、自家用自動車等に同乗させたりする等を含む。） 	減給 戒告
	同僚等を対象とした行為	<ul style="list-style-type: none"> 地位を利用して、性交又は性交類似行為を行った場合 	免職
		<ul style="list-style-type: none"> 地位を利用して、わいせつな行為（※3）を行った場合 手段を問わず、わいせつな内容（※1）を繰り返し送信等（※2）したり、性的羞恥心を害するような言動を繰り返し行ったり、身体接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返し行ったりして、相手が強度の心的ストレスにより精神疾患に罹患する等した場合 	免職 停職
		<ul style="list-style-type: none"> 手段を問わず、わいせつな内容（※1）を繰り返し送信等（※2）したり、性的羞恥心を害するような言動を繰り返したり、身体接触、つきまとい等の性的な言動を繰り返したりした場合 手段を問わず、わいせつな行為（※3）の誘導・誘惑を行った場合 相手の意に反することを知りながら、性的な言動を行った場合 	停職 減給
		<ul style="list-style-type: none"> 職場等において性的な冗談・からかい、食事・デートへの執拗な誘い、性的羞恥心を害するような言動等を行った場合 	減給 戒告
	一般の者を対象とした行為	<ul style="list-style-type: none"> 性的な身体接触を行った場合、手段を問わず、わいせつな内容（※1）を送信等（※2）をした場合、性的な発言等のわいせつ性が認められる言動や性的羞恥心を害するような言動を行った場合 	免職 停職 減給 戒告
	<p>性的行為、セクシュアル・ハラスメント等の※1～※3は以下のものを示す。 ※1 内容には、文書、図画、画像、映像、音声等又はこれらを表示可能とする電子的情報を含む。 ※2 送信等には、発信、発行、交付、呈示又は提供等を含む。 ※3 わいせつな行為とは、性交、性交類似行為、身体接触、キス、陰部等の露出、衣服を脱がせる等を指す。</p>		
	SNS等を利用した私的なやり取り等	<ul style="list-style-type: none"> 所属長の承認を受けることなく、児童・生徒に対して、電子メールやソーシャルネットワークサービス等を利用して、私的なやり取りを行った場合 	停職 減給 戒告
パワー・ハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合 	免職 停職 減給	
	<ul style="list-style-type: none"> パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合 	停職 減給	
	<ul style="list-style-type: none"> パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合 	停職 減給 戒告	

非 行 の 種 類		処分の 量定
公金公物の横領等	<ul style="list-style-type: none"> 横領、窃盗、詐取 	免職
	<ul style="list-style-type: none"> 故意に公物を損壊した場合 諸給与の違法支払・不適正受給（通勤手当を含む。） 公金・学校徴収金の流用等不適正な処理をした場合 	停職 減給 戒告
	<ul style="list-style-type: none"> 重大な過失により、公金又は公物の盗難に遭った場合 公金又は公物を紛失した場合 	減給 戒告
収賄、供給等	<ul style="list-style-type: none"> 収賄をした場合 	免職
	<ul style="list-style-type: none"> 利害関係者から供給を受けた場合 	免職 停職 減給 戒告
勤務態度不良	<ul style="list-style-type: none"> 職務命令違反、職務専念義務違反（勤務時間中に、ソーシャルネットワークワーキングサービス等を利用したり、電子メール等を送信した場合を含む。） 又は職場離脱を行った場合 	停職 減給 戒告
	<ul style="list-style-type: none"> 暴行・暴言等により、職場秩序をびん乱した場合 休暇等の虚偽申請、事実をねつ造して虚偽報告を行った場合 	停職 減給 戒告
	<ul style="list-style-type: none"> 公文書偽造・変造、私文書偽造・変造若しくは虚偽公文書を作成した場合又は偽造・変造された公文書、私文書若しくは虚偽公文書を使用した場合 	免職 停職
	<ul style="list-style-type: none"> 故意又は重大な過失により適切な事務処理を怠り、又は虚偽の事務処理を行い、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 	停職 減給
欠 勤 (会計年度任用職員を 除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 3週間以上無届欠勤を継続 	免職
	<ul style="list-style-type: none"> 無届欠勤5日又は私事欠勤15日以上 	停職
	<ul style="list-style-type: none"> 無届欠勤3日又は私事欠勤9日以上 	減給
	<ul style="list-style-type: none"> 無届欠勤1日又は私事欠勤5日以上 	戒告
秘密の漏えい	<ul style="list-style-type: none"> 故意に職務上の秘密を漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合 	免職 停職
個人情報の不適切な 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 許可なく持ち出した個人情報を、盗まれ、紛失し、又は流出させた場合 	停職 減給 戒告
	<ul style="list-style-type: none"> 過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させた場合 	減給 戒告
	<ul style="list-style-type: none"> 職務上知り得た個人情報を自己の利益のために不当利用した場合 職権を濫用して、職務外の目的で、個人情報を目的外収集した場合 	免職 停職 減給 戒告
職場のコンピュータの 不正利用等	<ul style="list-style-type: none"> 職務外の目的で、職場のコンピュータ等を使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合 	免職
	<ul style="list-style-type: none"> 職務外の目的で、わいせつな画像・文書の閲覧、インターネットへの不正アクセス、電子データの損壊、不正プログラム等の利用、ウイルス感染等をした場合 	停職 減給 戒告

非 行 の 種 類		処分の 量定	
違法な職員団体活動		<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法第37条に違反する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合 	停職 減給 戒告
交通事故	飲酒運転での交通事故	<ul style="list-style-type: none"> 酒酔い運転又は酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合 酒酔い運転で物損事故を起こした場合 酒気帯び運転で物損事故を起こし、逃走した場合 	免職
		<ul style="list-style-type: none"> 酒気帯び運転で物損事故を起こした場合 	免職 停職
	飲酒運転以外での交通事故	<ul style="list-style-type: none"> 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせ逃走した場合 人に傷害を負わせ逃走した場合 	免職
		<ul style="list-style-type: none"> 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合 人に傷害を負わせた場合 	免職 停職 減給 戒告
悪質な交通法規違反		<ul style="list-style-type: none"> 道路交通法に違反して、酒酔い運転をした場合 以下のような道路交通法違反行為をした場合 <ul style="list-style-type: none"> 酒気帯び運転をした場合 無免許運転、著しい速度超過等をした場合 飲酒運転になるおそれのあることを知りながら、車両又は酒類を提供した場合 飲酒運転であることを知りながら、同乗した場合 	免職 免職 停職
傷害・暴行		<ul style="list-style-type: none"> 傷害の程度が重く、暴力行為が悪質で危険な場合 傷害を負わせた場合、悪質な暴行 	免職 停職 減給 戒告
殺人、放火、強盗、恐喝、強要、脅迫、横領、詐欺、窃盗、麻薬・覚せい剤・危険ドラッグ等の所持・使用、住居侵入（建造物侵入）、器物損壊、占有離脱物横領		<ul style="list-style-type: none"> 殺人、放火、強盗、恐喝、強要、脅迫、横領、詐欺、窃盗（万引きを含む。）を行った場合（予備又は未遂が適用される法令違反については、予備又は未遂を含む。） 麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した場合 医薬品医療機器等法又は東京都薬物の濫用防止に関する条例により指定されている薬物を含む危険ドラッグを所持又は使用した場合 	免職
		<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なく、他人の住居又は建造物等に侵入した場合 故意に他人の器物を損壊した場合 占有離脱物を横領した場合 	停職 減給
無許可の兼業・兼職	教科書・教材等の作成に関するガイドライン違反	<ul style="list-style-type: none"> 4年以上従事した場合 	停職
		<ul style="list-style-type: none"> 1年以上従事した場合 	減給
		<ul style="list-style-type: none"> 1年未満従事した場合 	戒告
	上記以外	<ul style="list-style-type: none"> 期間、回数、業務の内容等を総合的に判断 	停職 減給 戒告
監督責任		<ul style="list-style-type: none"> 部下職員が懲戒処分等を受けた場合で、指導監督に落度がある場合 部下職員の非違行為を隠ぺいし、又は黙認した場合 	停職 減給 戒告

「児童生徒への性暴力等防止対策委員会」設置および提言受理までの取組

○継続して行う取組

令和 5 年 12 月 20 日
教育振興部教育指導課

1 これまで行ってきた取組

(1) 未然防止

環境整備

教科準備室など死角になる場所の点検を複数の教職員で行うとともに、空き教室等の施錠を必ず行い、物理的死角をなくす。【R4~】
ドアの窓を隠す掲示物を外すなど、教室等の見える化を図る。【R4~】
「3ない運動」ポスター等、性暴力防止に係る啓発物を校内に複数掲示し、啓発を強化する。【R5~】

私物カメラ等の校内持ち込み、スマートフォン等の教室持ち込み禁止を徹底し、物理的要因をなくす。【R4~】

教員研修

区独自の性暴力等防止強化月間を設定し、校長による研修や性暴力等防止セルフチェックシート等を通して、性暴力等に対する啓発を図る。【R5~】

校長、副校長研修ほか、全ての職層研修の中で性暴力防止に向けた内容を取り入れ、教職員の理解を深める。【R5~】

相談体制

スクールカウンセラー等による全員面談（小3・小5・中1）を確実に実施するなど、養護教諭やスクールカウンセラーを中心とした校内相談体制を整備し、一人一人の児童生徒等が相談しやすい風土をつくる。【R3~】

児童生徒への指導

全学年で「生命の安全教育」を実施し、性暴力等に対する知識理解を深めるとともに、相談する力を向上させる。【R5~】

定期的な校長講話等を通して、性暴力等に対する啓発を図る。【R3~】

(2) 早期発見

「心のふれあいアンケート」や「都第三者窓口への相談シート」等、定期的に性暴力等に関するアンケートを実施し、疑いを含めた事象の発見に努める。【R4~】

(3) 発見後の対応

区教育委員会が作成した資料「教職員による児童生徒性暴力等を起こさないために」のフロー図を活用し、

- ・加害者と被害者の接触を避ける。
- ・加害者を校内の別室に留めるとともに、加害者の関係物品を押さえる。
- ・教育委員会立ち会いの詳細調査 等

迅速な対応を図る。【R4~】

2 事件（9/10）後の取組

(1) 全区立学校のHP上での相談窓口案内（9月中）

各校のHP上に教職員等による性暴力等から守るための第三者相談窓口（電話・メール等）の案内を掲載した。

(2) 臨時校長会の開催（9月22日）

私物カメラ等の持ち込みや密室での1対1指導の禁止等、基本的取組の徹底を促した。

各校におけるこれまでの取組や今後の対応等に関する報告書の提出を指示した。

(3) 校長面談の実施（10月13日～11月1日）

教育指導課長が各学校における性暴力防止に向けた取組および校長のセルフチェックシートを確認した。

(4) 区相談窓口の設置<相談フォーム・メール>（12月4日）

児童生徒への性暴力等に特化した区相談窓口を設置し、だれもが相談しやすい環境をつくった。

(5) 校長研修の実施（12月7日）

外部講師を招聘し、校長を対象とした研修を実施した。

3 今後行う取組

(1) 区相談窓口の設置<相談電話>（12月22日～）

(2) 指導主事による学校訪問（11月1日～12月22日）

指導主事が各校を訪問し、環境整備など学校の取組を確認する。

「児童生徒への性暴力等防止対策委員会」

R 5 年 1 2 月 ~ R 6 年 7 月 < 特別対策委員会 >

(目的)

練馬区立学校の教職員による児童生徒への性暴力等を防止するため、児童生徒を守る視点から、未然防止、早期発見、初期対応等の具体策を提言する。

(委員)

学識経験者 < 委員長 > 1 名
 医師 1 名
 弁護士 1 名
心理に識見を有するもの 1 名

(任期)

委嘱を受けた日から区教育委員会に提言する日まで

(所掌事項)

区教育委員会からの依頼を受け、児童生徒への性暴力防止等を防止するための具体策について調査、検討および審議を行い、その結果を提言する。

(回数および主な内容) < 計 5 回 >

1 回目 (R 5 . 12 月) - 過去に発生した事案および区教育委員会の取組報告
 2 回目 (R 6 . 2 月) - 委員による関係者への聞き取り
 3・4 回目 (R 6 . 4 ~ 6 月) - 過去の事案の原因等究明および未然防止等具体策の検討、提言書の作成
 5 回目 (R 6 . 7 月) - 特別対策委員会からの提言書提出

R 6 年 8 月 ~ < 区教育委員会 >

特別対策委員会の提言を受け、区教育委員会として未然防止、早期発見、初期対応等の具体的な取組を決定し、区教育委員会および学校等において実施する。

R 7 年 4 月 ~ < 対策委員会 >

(目的)

提言書を基にした区教育委員会や区立学校の取組について報告を受け、改善点について意見を述べる。

(委員)

学識経験者 < 委員長 > 1 名 医師 1 名
 弁護士 1 名 心理に識見を有するもの 1 名
 幼稚園長会 1 名 小中学校校長会 2 名
 その他、委員会が必要と認める者

(事務局)

教育長 教育振興部長 教育指導課長
 教育振興部副参事 学校教育支援センター所長等

(任期)

1 年間 < 年度更新 >

(所掌事項)

区教育委員会からの依頼を受け、区教育委員会や区立学校の取組について意見を述べる。

(回数および主な内容)

R 7 年度 < 計 2 回 > 5 月・1 2 月
 ・提言書を基にした区教育委員会や区立学校の取組への意見



R 8 年度以降 必要に応じて意見を述べる。

令和 6 年 6 月 4 日
こども家庭部こども施策企画課

練馬こどもカフェの新規店舗について

練馬こどもカフェは、民間カフェ等と協働し、子どもが学び遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供するため、区内カフェ等の店舗スペースを活用して保育士や幼稚園教諭等による子育て講座を実施している。

この度、第3次みどりの風吹くまちビジョンに基づき、新たに練馬こどもカフェの実施場所を3か所増やし、全10か所で事業を行う。

1 利用対象者

区内の就学前の乳幼児およびその保護者

2 新規店舗

- | | |
|---------|---------------------------------|
| (1) 店舗名 | Italian Kitchen VANSAN 平和台店 |
| 法人名 | 株式会社アクセス |
| 所在地 | 練馬区早宮二丁目 17 番 35 号 平和台クリスタル 217 |
| (2) 店舗名 | スターバックスコーヒー 光が丘 IMA 店 |
| 法人名 | スターバックスコーヒージャパン株式会社 |
| 所在地 | 練馬区光が丘五丁目 1 番 1 号 光が丘 IMA |
| (3) 店舗名 | スターバックスコーヒー 大泉学園ゆめりあフェンテ店 |
| 法人名 | スターバックスコーヒージャパン株式会社 |
| 所在地 | 練馬区東大泉五丁目 43 番 1 号 ゆめりあフェンテ |

※ 6月上旬に各店舗と協定を締結し、6月下旬から順次講座を実施する。

3 周知方法

区ホームページ、ねりま子育て応援アプリ、SNS（区公式 LINE、X（旧 Twitter））等で周知する。

(参考) 練馬こどもカフェ実施場所一覧

	実施場所	所在地
①	ママコモハウス	栄町1番11号 菊屋ビル1階
②	おはしごはん	貫井五丁目1番10号 西村ビル1階
③	Italian Kitchen VANSAN 平和台店	早宮二丁目17番35号 平和台クリスタル217
④	カフェココ	高松一丁目25番12号 ブランシカ練馬高松1階
⑤	ホテルカデンツァ東京	高松五丁目8番 J.CITYビル1階
⑥	スターバックスコーヒー 光が丘 IMA 店	光が丘五丁目1番1号 光が丘 IMA
⑦	タリーズコーヒー 石神井公園店	石神井町二丁目14番31号 ビオラ1階
⑧	アイランドクローゼット	関町北二丁目30番4号 コーポオーカー102
⑨	タリーズコーヒー 大泉学園店	東大泉二丁目34番1号 オズスタジオシティ1階
⑩	スターバックスコーヒー 大泉学園ゆめりあフェンテ店	東大泉五丁目43番1号 ゆめりあフェンテ

令和 6 年 6 月 4 日
こども家庭部子ども家庭支援センター
こども家庭部在宅育児支援担当課

子どもショートステイ・要支援ショートステイの充実について

区では、子どもを宿泊で預かる、子どもショートステイ事業および要支援ショートステイ事業を実施している。

令和 6 年度から、以下のとおり両事業の実施施設を拡充し、事業の充実を図る。

1 実施施設および運営事業者

- (1) 施設名 児童養護施設 錦華学院
- (2) 所在地 練馬区小竹町一丁目 60 番 8 号
- (3) 運営事業者 社会福祉法人 錦華学院
- (4) 定員 1 日あたり 2 名 (個室)
- (5) 対象年齢 小学生～18 歳未満の児童

2 対象者

(1) 子どもショートステイ

保護者の疾病、出産による入院や就労等により、保護者が養育することが困難となった家庭の児童

(2) 要支援ショートステイ

支援が必要な家庭の児童で、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合

ア 児童の保護者の強い育児疲れ、育児不安など身体上または精神上的の課題がある場合

イ 不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれ等が見られる場合

ウ 児童相談所の一時保護解除後等の子どもがいる場合

3 支援内容

(1) 子どもショートステイ

ア 食事の提供および身の回りの世話

イ 学習の援助および遊びの指導

ウ 通園または通学の援助

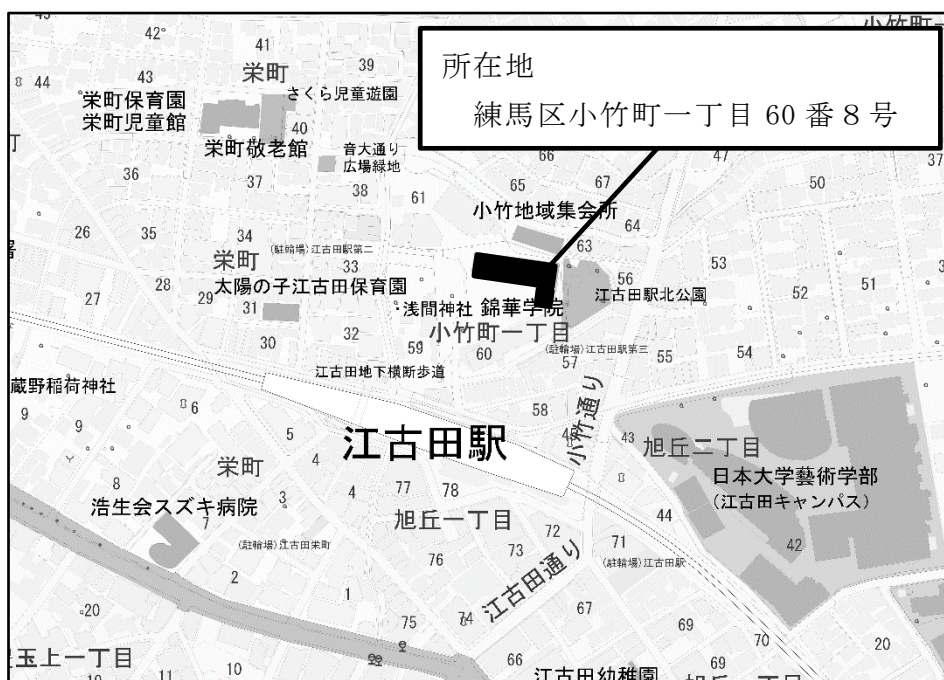
(2) 要支援ショートステイ

子ども家庭支援センターが作成した支援プログラムに基づき、児童を施設で養育するとともに、保護者への支援を行う。

4 事業開始日

令和6年6月15日

5 位置図



【参考】子どもショートステイ・要支援ショートステイの実施場所

	名称	対象	定員	要支援ショート
施設型	聖オテリアホーム乳児院	2か月～2歳未満	4名	○
	陽だまり荘	2歳～小学6年生	5名	○
	東京都石神井学園	2歳～18歳未満	5名 (中学生以上1名)	—
	錦華学院（新規）	小学生～18歳未満	2名	○
	登録家庭	2歳～小学6年生	1家庭1名	—